

社労連第497号  
令和4年9月14日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野実  
(公印省略)

**健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届等に係る処理について**

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、日本年金機構事務センター統括部長から別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹白

(担当:業務部企画・広報課 企画係)

年機構発第9号  
令和4年9月12日

全国社会保険労務士会連合会長様

日本年金機構 事務センター統括部長



### 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届等に係る処理について

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年7月から、東京広域事務センターにおいて受付した算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・賞与不支給報告書の一部について、仙台広域・名古屋広域・大阪広域・福岡広域事務センターでも処理を行っているところですが、令和4年10月から、新たに7事務センター（北海道・神奈川・金沢広域・京都・兵庫・岡山広域・高松広域事務センター）でも処理を行うこととしました。

つきましては、届書内容の確認や返戻、決定通知書の送付について、新たに処理を行う事務センターからもご連絡させていただくことがありますので、お知らせします。

なお、届書の提出先はこれまでどおり東京広域事務センターとなります。

ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます

#### 【照会先】

日本年金機構 事務センター統括部

事務センター管理グループ

担当：高橋・星野

電話番号：03-6892-0748

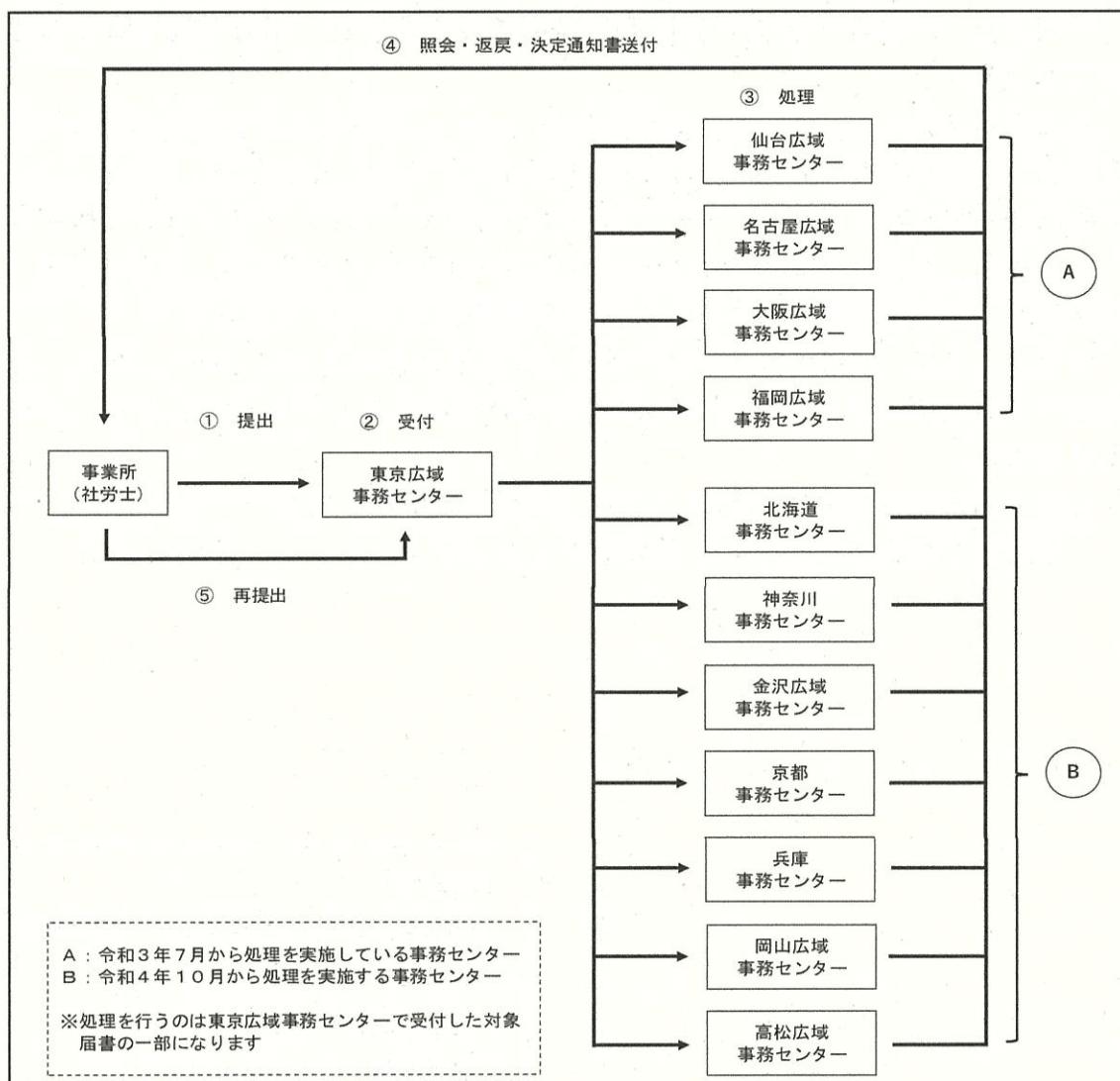
(参考)

## 東京広域事務センター以外の事務センターにおける届書の処理 (令和4年10月以降)

### 1. 対象届書

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届  
／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届  
／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届  
／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

### 2. 事務処理の流れ



### 3. その他

「日本年金機構からのお知らせ」の9・10月号にて、東京都内の適用事業所に以下のとおりお知らせします。

#### 【日本年金機構からのお知らせ9・10月号 掲載文】

ご案内

##### 算定基礎届等の処理について、東京広域事務センター以外の事務センターで処理する対象範囲を拡大します

東京広域事務センターで受付した算定基礎届、月額変更届および賞与支払届の一部について、令和3年7月から東京広域事務センター以外の事務センターで処理しているところですが、令和4年10月からは対象範囲を拡大します。

これにともない、これまで東京広域事務センターで処理していた算定基礎届、月額変更届及び賞与支払届についても、届書内容の確認や返戻、決定通知書の送付を東京広域事務センター以外の事務センターから行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、届書の提出先については、これまでどおり東京広域事務センターとなります。